

時事新報

# 時事新報

よ適したる土地にあらず或は數千年前は地味の肥えな  
る時代もありしならんと雖も年々歳を種子を持き苗を  
植えて收穫又收穫、隕墮もなき動く土地の力の疲れ  
果てたる其有様は多處の婦人の老大して最早や妊娠の  
體力なきものに異ならず幸にして尙ほ能く兒を産むは  
生産の攝生宜しきが故のみ左れば歴史の年代を計へて  
も二千何百年と稱する此老大國の土地よして地方の特  
性果てたるは固より論を俟たず單に天然に任せたらば  
米も麥も實る可き道理はなけれども今日尙ほ幸にして  
多少の收穫あるは國民が古來の習慣よ從て耕耘を怠ら  
ず人力のあらん限りを盡して肥料を用るが故あり肥料  
難なるみと推して知る可し之に加ふるに全國衛生の社  
は即ち老大國を維持する滋養品にして其產出物は實に  
天下太平の政治は戰争より人を殺すふとあくして人口  
繁殖際限ある可らず統計の數、詳ならずと雖も毎年大  
増加は五十萬人に下らざるふとならん有限の土地を以  
て無限の人を養はんとす數の許さる所あり顧みては  
海の一方を睇れば沃野千里開闢以來未だ曾て耕耘を  
みざるものあり所謂處女壤（ヴォルツン・ソイル）にして  
農作に肥料を要せずを内地に比すれば農夫の勞逸

ならざるに早くも蔓草の掩ふ所とあり又もや薙の荒野  
え變するを當局者の中にも開拓の方便として道  
路を開くる將た又鐵道を布設するかと其の得失は夙に  
一の問題なりしよしの處現に幌内鐵道の實例を見るに  
線路に沿ふ所は着々開けて部落をなし父た更に草に掩  
はるゝの憂なくして開拓上の効驗著るしければ猶は彼  
是と調査考量していよいよ鐵道の敷設を出願するのみ  
に決したるありとぞ思ふに其期望の如く今度は彼の草  
生道路の覆轍を踏むとあかる可きのみか此鐵道の一  
極端は室蘭なるが故ニ青森とは函館に次いで最も近き  
所又して日本鐵道會社の線路とは水を隔てし相連結す  
るものなり左れば右の一舉にして成就するときは内地  
人は怡々易行の先達案内を得たる姿にして往くも返る  
も掛念なく自由自在に北海道の佳境より實地の様子  
を探るに及んでは企業の志止む能はず内地の老大特シテ  
離きを知りて今まで北海の良土を誤解せしを悔ゆる事  
多くなるべし貧農の爲め又經世の爲め此上も亦好都  
合なれば我輩は速々同鐵道敷設願の許可せられて一日  
も早く開通わらんとを祈るものあり

ニ編入中ハ艦隊司令長官ニ屬スト雖モ其本管ヲ變セ  
艦隊ヨリ除隊或ハ艦隊解隊シタルトキハ別ニ命令ナ  
シテ其本管ニ歸スルモノトス○第三條 軍艦艦隊ニ  
入セラレ又ハ警備練習測量其他特別ノ役務ニ服スル  
キハ之ヲ在役艦ト稱ス○第四條 軍艦戰鬪航海ノ準備  
整頓シ役務ノ命ヲ待ツトキハ之ヲ豫備艦ト稱ス○第五條  
軍艦製造艦裝修造中ニ在ルトキ又ハ戰鬪航海ノ準備  
整頓ハサルトキハ之ヲ非役艦ト稱ス○第六條 軍艦  
定員ハ上長官士官准士官下士及卒ヲ以テ組織ス○第  
七條 軍艦ニハ定員ノ外少尉候補生少主計候補生ヲ乗組  
マシム○第八條 軍艦鎮守府司令長官又ハ艦隊司令官  
官司令官ノ旗艦タルトキハ定員ニ下士卒若干員ヲ増  
スルコトヲ得○第九條 軍艦在役艦タルトキハ定員  
充實シ他ノ軍艦ニ屬シタルトキ又ハ豫備艦或ハ非役  
タルトキハ定員中適宜ノ人員ヲ置キ或ハ之ヲ置カサ  
コトアリ○第十條 軍艦ノ定員中左ノ職員ハ高等武

艦長	大佐若クハ少佐若クハ大尉	少佐若クハ大尉
副長	少佐若クハ大尉	艦長ニ補スル艦ニヘ 置カス
砲術長	大尉	同上
水雷長	大尉	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス
航海長	大尉	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス
分隊長	大尉	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス
機調長	大尉	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス
軍醫長	大軍醫	艦隊司令長官ノ旗艦 之ヲ補スルコトアリ
主計長	大主計	艦隊司令長官ノ旗艦 之ヲ補スルコトアリ
分隊士	少尉	大尉ヲ以テ艦長ニ補 之ヲ置カス
航海士	少尉	大尉ヲ以テ艦長ニ補 之ヲ置カス
主計	大主計若クハ少主計	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス
水雷主機	機關士	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス
機關士	大機關士若クハ少機關士	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス
軍醫	大軍醫若クハ少軍醫	水雷ノ裝置大ナラサ 之ヲ置カス

備ヲ整頓シ船ノ保安ヲ負擔シ一切ノ艦務ヲ統理ス○第十二條 艦長ハ部下職員事故アリ代理者ナキトキ臨時他ノ職員ヲシテ代理セシムルコト得○第十三條 副長ハ艦長ヲ輔佐シ艦長ノ命令ヲ執行シ艦内ノ定則ヲ維持レ一切ノ艦務ヲ整理ス○第十四條 砲術長ハ主管ノ兵備ヲ整頓シ砲術ノ教授ヲ監督ス○第十五條 水雷長ハ主管ノ兵備ヲ整頓シ水雷ノ教授ヲ監督ス○第十六條 航海長ハ航海及水路嚮導ヲ擔任シ主管ノ器具物品ヲ整頓シ船内貯積ノ方法ヲ監督ス○第十七條 分隊長ハ隊員ノ軍紀風紀ヲ維持シ之ヲ誘掖訓練シ戰闘運用防水火等其他各部署ノ主務ヲ掌理シ分擔ノ兵器及要具ヲ整頓ス○第十八條 砲術長水雷長航海長分隊長ハ交番當直ノ勤務ニ服ス此場合ニ於テハ當直士官ト稱シ其主務ヲ掌理レ體ノ保安ヲ負擔ス○第十九條 機關長ハ機關ヲ整頓シ機關ニ係ル一切ノ事ヲ擔任シ機關部諸員ヲ誘掖訓練ス○第二十條 軍醫長ハ醫務衛生ヲ掌ル○第二十一條 主計長ハ會計給與及庶務ヲ掌ル○第二十二條 航海士ハ航海長ノ命ヲ受ケ其主務ヲ掌理ス○第二十三條 分隊士ハ分隊長ノ命ヲ受ケ其主務ヲ掌理ス○第二十四條 航海士分隊士ハ交番當直ノ勤務ニ服ス此場合ニ於テハ副直士官ト稱シ當直士官ノ命ヲ受ケ其主務ヲ掌理ス○第二十五條 水雷主機ハ機關長ノ監督ヲ受ケ魚形水雷及電氣燈ニ係ル機關ヲ管理ス○第二十六條 機關士ハ機關長ノ命ヲ受ケ其主務ヲ掌理ス○第廿七條 軍醫ハ軍醫員ノ命ヲ受ケ其主務ヲ掌理ス○第廿八條 主計ハ主計長ノ命ヲ受ケ其主務ヲ掌理ス○第二十九條 艦長缺員中ハ副長其職務ヲ執リ艦長事故アルトキハ故アルトキハ先任將校其代理ヲ爲シ副長ヲ置カサル艦ニ在テハ先任將校副長ノ職務ヲ擔任ス○第三十一條 航海長事故アルトキハ航海士其代理ヲ爲シ分隊長事故アルトキハアルトキハ分隊士其代理ヲ爲シ機關長事故アルトキハ機關士其代理ヲ爲シ軍醫長事故アルトキハ軍醫其代理

ノ爲シ主計長事故アルトキハ主計其代理ヲ爲ス○第三十二條 艦團隊附屬ノ軍艦ニ在テヘ乗組將校又ヘ本艦團隊ヨリ臨時乘組タル將校ノ中先任ノ者其艦一切ノ命令ヲ掌トリ艦ノ保安ヲ負擔スルモノトス  
略  
明治廿二年  
七月廿三日  
海軍大臣伯爵西郷從道  
勅令第百號  
御名御聖  
艦隊條例

參謀長	參謀	司令官傳令使	秘書	書
大將司令長官タ ルトキノ幕僚タ 少將司令長官タ ルトキノ幕僚タ	少佐若ク ハ大佐 少佐若ク ハ大佐	一 少尉 一 少佐	一 大尉 一 大尉	主計少佐 主計
司令官ノ幕僚			大尉 一 大尉 一	大主計 一大主計 一大主計
艦隊外國ニ航スルトキ時宜ニ依リ譯官トシテ奏任官ヲ ハ判任官ヲ幕僚ニ附屬セシムルヲ得○第六條 艦隊司令長官ハ天皇ニ直隸シ陛下ノ軍艦ヲ統率シ軍事ヲ統理シ海軍大臣ノ命ヲ受ケ所管ノ軍政ヲ總理ス○第七條 艦隊司令長官ハ陛下ノ軍艦ヲ檢閲シ其成績ヘ海軍士官ハ獎賞ヲ得○第八條 艦隊司令長官ハ沿海地方長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲メ兵力ヲ請求シ可シ若シ其事急激危險ニシテ地方長官ヨリ請求ノ暇ニキトキハ便宜事ニ從フコトヲ得○第九條 艦隊司令長官ハ下ノ軍艦ヲ分遣スルトキハ部下司令官若クハ生地方長官ヲシテ其指揮ヲ掌トシメ其職權内ノ事ヲ委託スルコトヲ得○第十條 艦隊司令長官ハ部下職員ヲ置ク				

○文部省告示  
右へ明治二十  
依り中學校ノ  
明治廿二  
七月廿四